

**福 岡 県**  
**避難所運営マニュアル作成指針**  
**（本編）**

**平成29年3月**

**（令和5年6月改定）**

**福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課**

## 福岡県避難所運営マニュアル作成指針について

本指針は、大地震等の大規模災害が発生した状況で、長期的な避難が継続すると想定される場合の避難所運営の基本的な考え方をまとめ、避難所運営のあり方及び活動内容の指針を策定したものであり、市町村職員等の行政担当者だけでなく、避難所となる施設の管理者、自主防災組織等の地域住民、大規模災害時に避難所の運営に関わる人々が活用できるようにとりまとめています。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う新型コロナウイルス感染症患者の避難方法及び避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について、国の通知が発出されたことを踏まえ、改定を行うこととしました。

発災時に円滑な避難所運営を行うには、平時から、市町村や自主防災組織等の地域住民が避難所運営のあり方について検討するとともに、研修・訓練等に取り組み、関係団体との連携体制を構築しておく必要があります。

本指針を活用する際には、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮し、状況に応じて内容を見直し、適宜追加・修正していただきますようお願いします。

特に市町村においては、それぞれの置かれた自然条件や社会的条件、地域の特性、実情に十分配慮した上で、地域の避難所の開設・運営マニュアル（手引）を作成していただくとともに、避難所運営に関する対策に取り組んでいただきますようお願いします。

令和5年6月

福岡県総務部防災危機管理局消防防災指導課

# 目 次

I.	避難所を運営するための基本方針.....	1
II.	避難所運営に備えるための準備.....	2
1.	避難所の組織体制と応援体制の整理.....	2
2.	避難所の指定.....	2
3.	指定避難所の周知.....	3
4.	避難所における備蓄.....	3
5.	要配慮者に対する支援体制.....	3
6.	避難所運営手引き（マニュアル）の作成.....	3
7.	迅速な避難所開設・運営に向けた取り組み.....	4
III.	避難所の開設から撤収までの流れ（概要）.....	5
1.	初動期（災害発生当日）.....	5
2.	応急・復旧期（1週間まで）.....	6
3.	復興期.....	6
4.	撤収期.....	6
IV.	避難所の開設から撤収までの流れ（詳細）.....	7
1.	初動期（災害発生当日）の対応.....	7
①	避難所の安全確認.....	8
②	避難所開設の広報.....	11
③	施設管理者との打ち合わせ.....	11
④	避難所のレイアウトの決定.....	14
⑤	避難者の受け入れ場所の指定.....	17
⑥	トイレの確保・管理.....	17
⑦	避難者の受付・人の振り分け.....	22
⑧	避難所利用者の組分け.....	23
⑨	市町村災害対策本部への連絡.....	23
⑩	情報収集・伝達手段の確保.....	24
⑪	備蓄している水や食料、物資の確認・配給.....	24
⑫	保健衛生対策.....	25
⑬	要配慮者への対応.....	25
⑭	安全対策.....	26
2.	応急・復旧期（1週間まで）の対応.....	28
①	避難所の運営のための業務.....	28
②	組の代表者(組長)の選出.....	28
③	避難所運営委員会の設置.....	29
④	各運営班の設置.....	31
⑤	役割の明示.....	33
⑥	避難者の把握と個人情報の取り扱い.....	33
⑦	さまざまな状況に配慮したスペースの配置.....	33
⑧	スペース配置で注意すべき事項.....	34
⑨	衛生環境の確保とごみ処理.....	35

⑩	情報収集と伝達 .....	35
⑪	プライバシーの確保 .....	36
⑫	要配慮者支援のための会議の開催 .....	36
⑬	避難所以外の避難者の支援 .....	36
⑭	避難所ボランティアの受け入れ .....	37
⑮	マスコミ・訪問者対応 .....	38
⑯	避難者の健康管理と心のケア .....	39
⑰	ペット飼育マナーの徹底 .....	40
⑱	防犯体制の確立 .....	40
3.	復興期の対応 .....	42
①	避難所運営のための業務の継続 .....	42
②	避難所の統合及び閉鎖の検討 .....	43
③	長期的な避難生活で注意すべき事項 .....	43
4.	撤収期の対応 .....	44
①	避難所の統合及び閉鎖に向けた準備 .....	44
②	避難所の統合及び閉鎖 .....	45
V.	新型コロナウイルス感染症等への対応 .....	46
1.	事前準備 .....	46
①	十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設 .....	46
②	避難所のレイアウト等の検討 .....	46
③	物資・資材等の準備状況及び必要数の把握 .....	47
④	避難者の健康管理 .....	47
⑤	発熱者のための専用スペースの確保 .....	48
⑥	住民への周知 .....	48
⑦	避難所運営を行う職員等の安全の確保 .....	49
2.	災害時の対応 .....	50
①	住民への周知 .....	50
②	避難所における感染症対策 .....	50
③	避難者の健康管理 .....	51
④	発熱者等の対応 .....	51
VI.	その他、避難所運営関連のマニュアル等 .....	52

# I. 避難所を運営するための基本方針

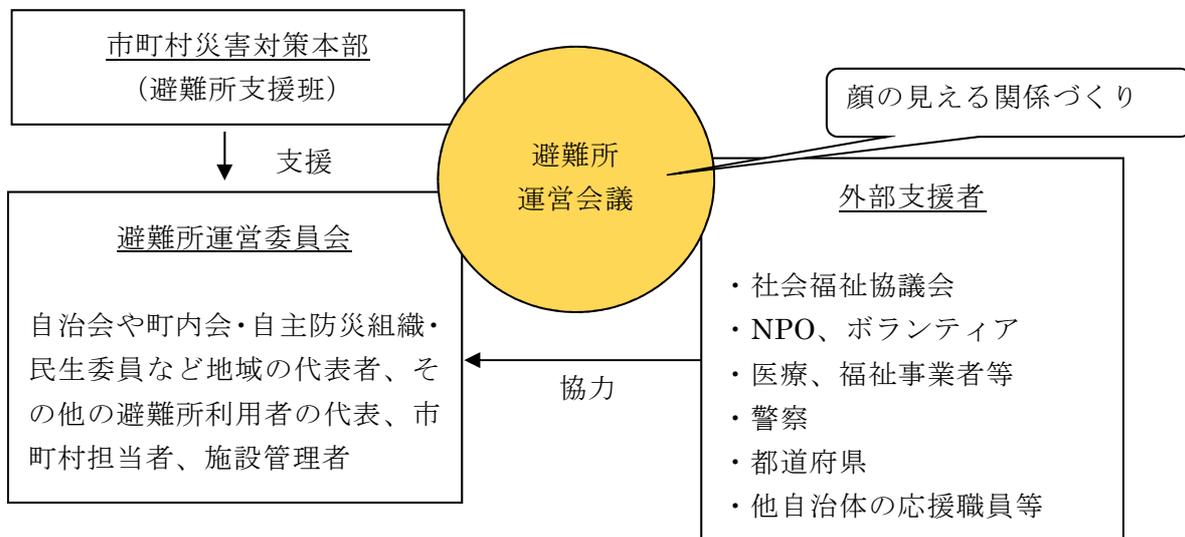
**避難所は、地域住民の安全を確保し、良好な生活環境を確保できるよう機能することを目指します。**

- 避難所は、災害から命を守るために安全に避難できる場所を提供します。
- 避難所では、避難所以外の避難者も支援の対象とし、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とします。
- 避難所での生活支援の主な内容は以下の4つです。



- 生活支援は、公平に行うことを原則とします。  
ただし、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する人（要配慮者）については、健康状態、家族や周囲からの支援状況など、様々な事情を考慮し、必要に応じて優先順位をつけ、「一番困っている人」から支援するなど、臨機応変に対応します。
- 避難所では、避難所を利用する人（避難所以外の場所に滞在する被災者を含む）による自主運営を原則とします。
- 市町村災害対策本部は、避難所支援班等を組織し、避難所の支援を行います。
- 安否確認のための個人情報とは、市町村等が安否確認を確実にを行うために必要となることから、原則公開としていただくよう被災者に協力を求めます。ただし、避難者の中には、DVやストーカー等の被害者が含まれている可能性もあることから、個人情報の管理を徹底する必要があります。
- 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておきます。

避難所運営体制イメージ図



## II. 避難所運営に備えるための準備

災害時に備え、平時から自主防災組織等の地域住民、行政、関係団体は連携し、以下のとおり、地域で起こりうる被害を想定した避難所運営のあり方を検討しておく必要があります。特に避難所の開設や初動運営については、事前の検討や、安全確認、避難者の受付、居住スペースの割り振りを行うなどの訓練を事前に行っておくことで迅速に対応できます。

### 1. 避難所の組織体制と応援体制の整理

- 避難所における対応は、防災担当だけでなく、関係する複数の担当部局で横断的な体制を組む必要があるため、関係部局間で会議を開催し、災害時の避難所における対応や役割分担などについて予め決めておく
- 防災部局や福祉部局のみでは、避難所の質の向上は望めないため、様々な部署の参画や「医療・保健・福祉」の専門機能団体との連携、ボランティア・NPOとの協働を目指し、普段から顔の見える関係を構築しておく
- 職員が災害時に自発的に参集できるよう体制を整備しておく
- 避難所運営を検討する中では、女性の視点を取り入れ、誰もが良好な生活環境を確保できるように努める
- 災害時を想定し、市町村、施設管理者、学校、医療機関、薬局、自主防災組織等の地域住民、NPO、ボランティアなどの関係団体と連携し、避難所運営に係る研修や訓練を実施しておく
- 学校の教職員などに対しても避難所開設や運営に協力してもらえるよう平時から避難所開設・運営に関する研修を行い、避難所運営訓練等にも参加してもらう
- 避難所の運営責任者をあらかじめ決めておき、市町村、自主防災組織等の地域住民、避難所の施設管理者等との間で協力関係を構築しておく

### 2. 避難所の指定

- 可能な限り、被災する危険性が少なく、地域住民が安全に避難できるよう施設の安全性を考慮の上、災害対策基本法の規定に基づく避難所を指定するとともに、平時から必要な数の避難所を指定しておく
- 避難先の確保が公共施設のみでは困難な場合には、旅館、ホテル等の民間施設や近隣市町村の避難所を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておく
- 避難所の指定にあたっては、施設管理者と福祉避難スペース（室）の設置、食料・飲料水・物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておく
- 学校を避難所としている場合は、避難所運営方策の検討や研修会・訓練の実施など、学校や所管の教育委員会とも連携・協力を図っておく
- 避難所となる施設については、備蓄倉庫、トイレ、給水施設、夜間照明、通信システム、空調等の整備のほか、施設（非構造部材を含む）の耐震化などに努める
- 避難所内での避難者の配置について、予め配置図を作成し、市町村、施設管理者、自主防災組織等の地域住民等で共有しておく
- 災害時に避難所を速やかに開錠できるように、市町村や施設管理者に開設の流れや鍵の場所を確認しておくとともに、自主防災組織等の地域住民でも開錠できるよう検討しておく
- 指定された避難所以外でも、地域内で災害時に避難先となり得る施設等を日頃から把握し

ておく

### 3. 指定避難所の周知

- 指定した避難所については、災害対策基本法に基づき、広報紙等により地域住民に周知しておくとともに、地域住民に分かりやすくするため、当該施設に図記号を用いた標識等により避難所である旨、表示しておく

### 4. 避難所における備蓄

- 避難所における食料・飲料水、物資等の生活必需品の備蓄に努める  
特に食料は、栄養面に配慮するとともに、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食を備蓄しておく  
備蓄できない場合は、災害時における供給計画や、他の自治体や民間事業者等と物資供給に係る協定を締結しておく
- 災害用トイレ（簡易トイレ・携帯トイレ等）の他、手指消毒液やトイレットペーパー、清掃用品等も備蓄しておく  
備蓄できない場合は、災害時を想定し、災害用トイレ等の必要数や調達手段の検討の他、トイレの使用法、使用ルールの掲示、清掃・維持管理の方法などについて、関係者での話し合いやトイレの設置訓練等を実施しておく
- 停電時に備え、多様な非常用電源の確保を検討し、発電機などの備蓄に努める
- 避難所開設時に必要となる散乱危険物の除去などに使う清掃用品や避難者受付の様式、筆記具、居住スペースなどの案内標識、コピー用紙、粘着テープ、養生テープ、ゴミ袋、電源タップ、避難所運営手引き等をあらかじめ準備しておく
- 洪水や津波、土砂災害の危険がある地域では、備蓄物資の保管場所を建物の上層階にする等、被害を受けにくい場所での備蓄に注意を払う必要がある

### 5. 要配慮者に対する支援体制

- 避難所では、要配慮者が利用できる福祉避難スペース（室）ないし、個室を確保しておく
- 入院・入所が必要となった場合に備え、医療施設、社会福祉施設等との連携体制を構築しておく
- 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援の方法についても検討しておく

### 6. 避難所運営手引き(マニュアル)の作成

- 避難所運営を円滑かつ統一的に行うため、あらかじめ地域の実情にそった避難所運営の手引（マニュアル）を作成しておく
- 手引（マニュアル）の作成にあたっては、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法及び要配慮者に対する必要な支援について明確にしておく
- 手引（マニュアル）に基づき、関係機関の理解や協力を得て、平時から市町村、自主防災組織等の地域住民が参加する研修や訓練を実施しておく

## 7. 迅速な避難所開設・運営に向けた取り組み

- 災害時に速やかに避難所を開設し、自主防災組織等の地域住民（避難者）による自主的な運営を開設時から行うことが出来るよう、地域住民に対し、その重要性を周知・啓発するとともに、研修や訓練を行う
- 避難所開設における施設の開錠等の体制を検討しておく
- さまざまな災害想定で避難所の開設や運営を想定した図上訓練や実働訓練を実施して、施設の使い方やレイアウトなどをあらかじめ検討し、市町村・施設管理者・地域（自治会、町内会など）や自主防災組織において共有しておく
- 災害発生直後の混乱状態での避難所の開設や運営は困難なため、地域（自治会、町内会など）や自主防災組織等の代表者や役員等から初動時の運営の協力者を事前に選定し、運営体制を想定しておく
- 避難者を適切に受け入れられるよう、避難所が満員になった場合や収容人数を超える避難者が避難してきた場合の対応を検討しておく

### ◆ 避難所で収容人数を超えないようにするために

- 県・市町村ホームページ等を活用して避難所の開設状況や混雑状況等を住民へ周知する
- 災害の大きさを適切に判断し、必要な避難所をできる限り当初から開設する
- 段階的に避難所を増やす場合でも、早い段階から避難所の開設を周知し、余裕を持った開設を行う
- 施設管理者と事前に協議し、避難所の空きスペースを活用する

### III. 避難所の開設から撤収までの流れ（概要）

災害  
発生

#### 1. 初動期(災害発生当日)

(詳細 p.7～)

災害発生時は、まず住民の安全を確保し、早めに避難所を開設します。避難所は、施設の安全性を確認した上で開設し、避難所が不足する場合は、近隣の避難所、公的宿泊施設、旅館・ホテル等により確保します。地域（自治会、町内会など）や自主防災組織の役員などを中心に、地域住民が主体となり、施設管理者や行政職員と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、避難所を運営していきます。

避難所



- ① 避難所の安全確認(p.8)
- ② 避難所開設等の広報(p.11)
- ③ 施設管理者との打ち合わせ(p.11)
- ④ 避難所のレイアウトの決定(p.14)
- ⑤ 避難者の受け入れ場所の指定(p.17)
- ⑥ トイレの確保・管理(p.17)
- ⑦ 避難者の受付・人の振り分け(p.22)
- ⑧ 避難所利用者の組分け(p.23)
- ⑨ 市町村災害対策本部への連絡(p.23)
- ⑩ 情報収集・伝達手段の確保(p.24)
- ⑪ 備蓄している水や食料、物資の確認・配給(p.24)
- ⑫ 保健衛生対策(p.25)
- ⑬ 要配慮者への対応(p.25)
- ⑭ 安全対策(p.26)
- ⑮ その他の対策(p.27)

## 2. 応急・復旧期(1週間まで)

(詳細 p.28～)

避難所を利用する人たちが主体となって運営できるよう、避難所運営委員会を組織します。災害の規模によっては、この期間が数週間程度となることもあります。

避難所



避難所以外  
(自宅など)



- ① 避難所等の運営のための業務(p.28)
- ② 組の代表者(組長)の選出(p.28)
- ③ 避難所運営委員会の設置(p.29)
- ④ 各運営班の設置(p.31)
- ⑤ 役割の明示(p.33)
- ⑥ 避難者の把握と個人情報の取り扱い(p.33)
- ⑦ 様々な状況に配慮したスペースの配置(p.33)
- ⑧ スペース配置で注意すべき事項(p.34)
- ⑨ 衛生環境の確保とごみ処理(p.35)
- ⑩ 情報収集と伝達(p.35)
- ⑪ プライバシーの確保(p.36)
- ⑫ 要配慮者支援のための会議の開催(p.36)
- ⑬ 避難所以外の避難者の支援(p.36)
- ⑭ 避難所ボランティアの受け入れ(p.37)
- ⑮ マスコミ・訪問者対応(p.38)
- ⑯ 避難者の健康管理と心のケア(p.39)
- ⑰ ペット飼育マナーの徹底(p.40)
- ⑱ 防犯体制の確立(p.40)

- ① 組の代表者(組長)の選出(p.28)
- ② 避難所運営委員会への参画(p.29)
- ③ 避難所以外の避難者の支援(p.36)
- ④ 避難者の健康管理と心のケア(p.39)
- ⑤ 防犯体制の確立(p.40)

## 3. 復興期

(詳細 p.42～)

避難者の要望が多様化する時期で、避難生活の長期化による心身の機能の低下に注意する必要があります。

- ① 避難所運営のための業務の継続(p.42)
  - 情報収集、情報提供(ライフラインの復旧、生活再建のための支援策など)
  - 避難者の健康管理、こころのケア、運営体制の見直しなど
  - 保健衛生、物資及びトイレ等の管理、トラブル対応
- ② 避難所の統合及び閉鎖の検討(p.43)
  - 避難所や避難所内のスペースの統合及び閉鎖に向けた検討
- ③ 長期的な避難所で注意すべき事項(p.43)

## 4. 撤収期

(詳細 p.44～)

避難所の統合や閉鎖などにより、施設本来の業務再開を準備する時期です。

- ① 避難所の統合及び閉鎖に向けた準備(p.44)
  - 避難所の統合及び閉鎖の検討、避難所統合・閉鎖の説明会開催、閉鎖の準備
- ② 避難所の統合及び閉鎖(p.45)

## IV. 避難所の開設から撤収までの流れ（詳細）

### 1. 初動期(災害発生当日)の対応

大規模な災害が発生した直後の混乱した状況で、地域の人々の身体や生活を守るためには、消防や市町村などの職員だけではなく、自主防災組織等の地域住民の協力が不可欠です。迅速に避難所を開設するためには、地域（自治会・町内会など）や自主防災組織の役員等を中心とした地域住民（避難者）と市町村、施設管理者が協力して初動体制を確立する必要があります。

また避難所では、地域（自治会・町内会など）や自主防災組織の役員等の地域住民（避難者）が主体となり、市町村、施設管理者と協力して、避難所を利用する人々の様々な事情に配慮しながら、運営することが期待されます。

災害が発生し、避難所を開設するにあたっては、最初に施設の被害状況を震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト等で確認したうえで被災者を受け入れられる状態か判断する必要があります。

#### ■ 災害時の責任者

市町村が指定する避難所の開設・運営の責任者は、原則、行政担当者ですが、①行政担当者が不在かつ緊急の場合は施設管理者、②行政担当者と施設管理者が不在かつ緊急の場合は避難した地域（自治会、町内会など）や自主防災組織の役員が中心となって避難所の開設・運営を行います。設備の使用などについては、施設管理者と協議する必要があります。

#### ■ 避難所の開設

発災後は迅速に避難所を開設する必要があり、そのために市町村は避難所の開設および初期運営の指揮等を担当する職員や、施設の開錠を担当する者を速やかに派遣する必要があります。避難所担当職員は、施設管理者と協力して、避難所の開設に向け速やかに施設の安全確認を行います。必要な場合は、市町村災害対策本部に被災建築物応急危険度判定士を要請します。市町村災害対策本部は、避難所の担当職員や施設管理者と連携して、安全確認の結果を踏まえて、避難所の開設の可否を決定します。

地域住民の方は、地域で助け合いながら避難所へ移動します。特にけが人や障がいのある人等、避難の際に支援が必要な人には、配慮が必要となります。

##### 避難所開設時の業務

- 避難所開錠担当者の派遣
- 避難所担当職員の派遣  
(発災後は24時間体制となることも考えられるため交代要員も想定する)
- 避難所周辺・施設等の安全の確認
- 必要な場合は、市町村災害対策本部へ被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請  
(人員が不足する場合は、県災害対策本部へ派遣を要請する)
- ライフラインや避難所運営に必要な設備の使用可否の確認
- 避難所開設の広報
- 避難所内の散乱危険物の除去、清掃
- 避難所開設の状況などを市町村災害対策本部へ報告

## ① 避難所の安全確認

- 安全確認を行う前に建物内に人が残っていないか確認する。人が残っている場合は、安全確認できるまで建物内からの退避を誘導する
- 避難所となる施設の管理者とともに、建物の安全確認を行う
- 建物の安全確認が済むまでは危険なので、避難者に中に入ることはできないことを伝え、屋外の安全な場所で待機してもらう

### 1) 建物及び周辺の確認

- 火災が発生している
- 建物が浸水している
- 建物全体が沈下している
- ガスクさい(ガス漏れしている。)
- 土地の地割れや擁壁の異常がある

1つでも該当する場合、  
危険なので、  
施設は使用しない！  
⇒ 別の避難所を確保

#### 施設の外観を点検する際のポイント

- 周辺施設に倒壊の危険性はないか
- 建物は傾いていないか
- 建物にひび割れはないか
- 屋根瓦の落下や破損はないか
- 壁の剥落はないか
- 非常階段は使用できるか
- 窓ガラスは割れていないか
- 建物の入り口など、段差ができていないか
- プロパンガスが倒れていないか
- マイコンガスメーターでガスの供給が遮断されているか

(震度 5 程度でマイコンガスメーターが自動遮断します)

点検によって、危険箇所があった場合は、屋外へ退避して他の避難所への誘導を検討する

## 2) 建物及び土地の確認【地震の場合】

- 被災建築物応急危険度判定士がいる場合は、被災建築物応急危険度判定※<sup>1</sup>を行う
- 被災宅地危険度判定士がいる場合は、被災宅地危険度判定※<sup>2</sup>を行う
- 判定士がない場合、避難所となる施設に合わせた様式を用いて建物の外観などから安全確認を行う

屋内運動場(体育館)→

震災後の余震に備えた緊急点検チェックリスト屋内運動場(体育館)用(様式集 p.2)

その他の施設→建物の構造別チェックシート(様式集 p.4)

- 施設が「危険な状態」や「注意を要する状態」と判定された場合

### “危険なので施設は使用しない”

- 屋内に避難者がいる場合は、屋外の安全な場所へ誘導する
- 「危険」の紙を貼り、建物内又は敷地内への立ち入りを禁止する
- 市町村災害対策本部に避難所が使用できないことを連絡する

- 建物及び土地の被害がみられない場合

- 市町村災害対策本部に緊急点検の結果を報告する
- 被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する（建物）
- 被災宅地危険度判定士の派遣を要請する（土地）

※1 被災建築物応急危険度判定とは

大規模な地震が起きた後、余震などによって建物が倒壊したり、壁や窓ガラスが落下したりする危険性を判定し、人の命に関わる二次的災害を防止することを目的とした制度  
応急危険度判定は、都道府県が養成・登録した被災建築物応急危険度判定士（行政職員や民間の建築士のボランティア）が行う

※2 被災宅地危険度判定とは

大規模な地震や大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施することより、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的としている

### 3) 避難所内の設備の確認

設備	確認項目	使えない場合の対処方法(例)
屋内	<input type="checkbox"/> 天井の落下や亀裂はないか <input type="checkbox"/> 廊下は安全に通行できるか <input type="checkbox"/> 階段は安全に上り下りできるか <input type="checkbox"/> 床に亀裂や散乱物はないか <input type="checkbox"/> 照明が落下・破損していないか <input type="checkbox"/> 窓ガラスの割れやひびはないか	<p>市町村の避難所担当者と施設管理者が協議し、施設の利用の可否を決定する。</p> <p>施設を使用する場合は、被害箇所周辺と余震で同様の被害が出る危険のある場所への立入及び使用を禁止する。</p>
防火設備の確認	<input type="checkbox"/> 防火戸、防火シャッター、スプリンクラー、排煙設備、火災報知器が機能しているか <input type="checkbox"/> 消火器は使えるか	<p>市町村の避難所担当者と施設管理者が協議し、施設の利用の可否を決定する。</p> <p>防火シャッターが、変形した場合等は、いつ落下するかわからないため注意が必要。</p>
ガス	<input type="checkbox"/> ガス臭くないか <input type="checkbox"/> ガス器具に損傷はないか	<p>窓を開け、ガス栓を閉める。</p> <p>ガス、電気、火は使用しない。</p>
電気 ガス漏れがない場合のみ	<input type="checkbox"/> 電気は使えるか <input type="checkbox"/> 電灯はつくか <input type="checkbox"/> 電気器具から異音・異臭はしないか、水に浸かった形跡はないか	<p>発電機や照明機器などを設置する。</p> <p>異常のある電気器具は使用しない。</p>
水道	<input type="checkbox"/> 水は流れるか <input type="checkbox"/> にごりや異臭はないか(できれば水質検査を実施) <input type="checkbox"/> 漏水していないか	<p>飲料水の備蓄がある場合は、備蓄水を使用する。</p> <p>井戸やプールなど生活用水として利用できる水があれば、利用する。</p> <p>市町村災害対策本部に協力要請する。</p>
電話 FAX パソコン	情報発信手段として <input type="checkbox"/> 通話できるか <input type="checkbox"/> FAXが使えるか <input type="checkbox"/> メールは使えるか <input type="checkbox"/> インターネットはつながるか	<p>他の伝達手段(携帯電話、自転車やバイクなど)を確認し、使用できるものを利用する。</p> <p>市町村災害対策本部に通信手段(特設公衆電話、衛星電話など)を要請する。</p>
放送	<input type="checkbox"/> 避難所運営や避難者への周知手段として放送設備や無線は使えるか	<p>拡声器・メガホンなどを利用する。</p> <p>掲示板を利用する。</p>
トイレ	<p>*トイレ設備の確認については、P.17「⑥トイレの確保・管理」を参照</p>	

## ② 避難所開設等の広報

市町村は、避難所を開設した際は、避難所が開設されたことや、避難所の混雑状況等を広報する必要があります。避難所の開設の広報に合わせて、食料や物資の支援が必要な在宅避難者や避難所に入りきらず指定避難所以外に避難している避難者にも広報をする必要があります。

防災行政無線、拡声器や広報車、県防災ホームページ、市町村のホームページ、防災メール・アプリ、SNS 等を利用し、避難所の開設や、混雑状況等を広報します。

## ③ 施設管理者との打ち合わせ

避難所の安全確認の結果も踏まえ、施設管理者と地域や自主防災組織の役員等避難者の代表者で避難所として利用する施設の範囲（場所）を決め、利用する場所を用途ごとに指定します。

- 避難所の運営について、施設独自のマニュアルがある場合はそのマニュアルに従って対応する
- 学校においては、教職員に協力を求める

### 1) 利用できる場所の確認

施設管理者と協議して、①避難所として利用できる場所、②避難した人々の受け入れ場所として開放する場所・スペースを確認します。一度にすべての場所を開放するのではなく、避難者の人数に合わせ、利用する用途を考えながら開放します。

各施設、特に学校等は本来の使用目的があるため、利用範囲や立入禁止範囲等利用する際のルールを明確にしておく必要があります。

◆避難所として利用できる場所 ⇒ 施設管理者と相談して記入

順序	場所の名前(体育館など)	階数	受け入れ可能人数	メモ
1		階	約 人	
2		階	約 人	
3		階	約 人	
4		階	約 人	
5		階	約 人	
6		階	約 人	
7		階	約 人	
8		階	約 人	
9		階	約 人	
10		階	約 人	

受け入れ場所として開放する順に記載

<開放する順序を決める際の注意点>

長期避難となる場合も考えて、施設の本来業務を再開する際に支障のない場所から優先的に指定する。(例：体育館 → 特別教室 → 教室)

## 2) 土足禁止区域の徹底

感染症防止等衛生上の理由により、避難所施設内は土足禁止を徹底します。また、段ボール等で靴箱を作成することや、各自がビニール袋に収納するなどして、靴をそのまま室内に持ち込まないように工夫をします。

### 3) 立入禁止場所の指定

危険な場所や避難所として利用できない場所などを立入禁止にします。危険箇所には、カラーコーンやビニールテープ、ロープ等を利用して立入禁止にします。

◆避難者の受け入れや立ち入りを制限する場所の例（学校の場合）

指定区分	具体的な場所の例	理由
立入禁止	応急危険度判定や安全点検で「危険」や「要注意」と判定した場所	余震などによる二次災害の防止
立ち入りを制限	職員室、事務室、施設管理者の部屋など	施設関係者の個人情報あり 施設の本来業務を再開する拠点にもなる
	理科実験室、工作室など	危険な薬品・設備あり
	保健室や医務室、放送室、会議室、給食室や調理室、給湯室、倉庫など	本来の機能のまま、避難所運営に利用
	屋外の一部	自衛隊など、外からの救援者が利用する可能性あり
占有禁止	玄関、廊下、通路、階段、トイレなど	共有空間 避難経路の確保

### 4) 利用できる設備や資機材の確認

避難所の設備、資機材等一覧(様式集 p.53～57)を参考に、施設管理者に、利用できる設備、資機材(数)、保管場所及び使用上の注意などを確認します。

#### ④ 避難所のレイアウトの決定

施設管理者と相談し、用途ごとに避難所運営のために必要な部屋・場所を指定します。指定した部屋や場所に、貼り紙などを表示し、避難者にわかるようにします。また、段ボール等を使った間仕切りを設置し、プライバシーの保護に努めます。

運営のために必要な場所		使う部屋や設置する場所
医療・介護	救護室	
	介護室(ベッドルーム)	
	障がいのある人用トイレ	
生活環境	居住スペース	
	災害用トイレ	男性用 女性用 ユニバーサルトイレ
	更衣室	男性用 女性用
	手洗い場	水がなければ手指消毒用アルコールを設置
	風呂、シャワー、洗濯場	生活用水確保後に設置
	もの干し場	共用 男性用 女性用
	ごみ置き場 燃えるごみと燃えないごみの分別	
	ペットスペース	
	談話室（施設に余裕があれば設置）	
食料・物資	荷下ろし、荷捌き場所	
	保管場所	
育児・保育	授乳室	
	おむつ交換場所	
	子ども部屋	
運営用	避難所運営本部	
	総合受付	
	相談室（兼 静養室）	
	外部からの救援者用の場所	

## 1) レイアウトづくり

### レイアウトづくり “ここだけはチェック”

- 通路の確保  
特に障がいのある人や高齢者などは壁をつたって移動することがあるので、壁のすぐ横は、居住スペースを設けず車いすが通行可能な通路(幅 1.3m)を確保する
- 福祉避難スペース(室)は避難者へスペースを振り分ける前に確保するよう努める
- 要配慮者のうち、高齢者や身体障がいのある人(を有する世帯等)の避難スペースは、支援ができるように人の目が届きやすく、通路の近くがよい  
ただし出入口は寒い場合や人の出入りが多いため、配置には十分注意する
- 発達障がいのある人や妊産婦、乳幼児等の要配慮者(を有する世帯)、単身女性や女性のみ在世帯等の避難スペースは、避難者の不安解消やトラブル防止のため、同じ環境の家族が一緒になるようにするなど、周囲からストレスを受けにくい場所へ配置するよう努める
- 視覚障がいのある人は壁伝いに移動できるよう壁に近い場所へ避難スペースを配置するよう努める
- 帰宅困難者や滞留旅客者が一時的に避難することも想定して、地域外の避難者の避難スペースを確保するよう努める
- 居住スペースは、原則、居住地域ごとに区割りをしてテープやパーティション、ブルーシート、ダンボール、カラーコーン等を使いスペースを定める
- ペットへの対応は、屋根のある屋外(踊り場)等の一般避難スペースから少し離れた場所に、ペット用スペースを設けるよう努める
- ペットはケージに入れるか、首輪をつけリードを柱などに固定する
- 物資の保管スペースを確保するよう努める
- 情報掲示板や看板を設置し、避難者が情報共有できるようにする
- 更衣室、洗濯物干し場、授乳室など、女性に配慮したスペースを確保する
- 冷暖房器具や給水所の設置など、暑さ寒さ対策及び換気に配慮する
- シャワーや自衛隊の風呂等が設置される場合は排水場所が必要となる
- 屋外駐車場やグラウンドは、物資の搬入ルートを優先確保する必要があるため、避難者の駐車場としての利用は一部制限する



## ⑤ 避難者の受け入れ場所の指定

事前に決めた受け入れの方針や優先順位などを確認する  
以下のポイントに注意しながら、受け入れ場所を決めます。

### ◆受け入れのポイント

通路の確保	車いすも通れるよう幅 1.3m 程度の通路を確保し、各世帯の区画が必ず1箇所は通路に面するようにする。 壁側のスペースを通路として確保しておく。
地域でまとめる	世帯単位で受け入れ、なるべく顔見知りが集まれるよう自治会、町内会など居住する地域ごとの配置になるよう配慮する。
配慮すべき人を優先的に受け入れる場所の検討	災害時に配慮が必要な人を優先的に受け入れる場所を検討し、予め指定する。 できれば個室も確保し、避難所利用者の状況から優先順位を定め、本人や家族の希望も聞いた上で個室の利用を促す。

### 【参考】1人あたりに必要な最低面積

時期	最低面積	必要な理由
被災直後	1 m <sup>2</sup> /人	被災直後、座った状態で過ごせる程度の占有面積
1晩目以降 (緊急対応)	2 m <sup>2</sup> /人	就寝することができる程度の占有面積
避難所生活 の長期化	3 m <sup>2</sup> /人	荷物置場を含めて、就寝することができる程度の占有面積

## ⑥ トイレの確保・管理

避難所は大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面や使い勝手に配慮が必要で、衛生的で快適なトイレ環境を維持することで、感染症を含む健康被害を防ぐことにつながります。衛生環境の維持のために、手洗いの水の確保や手洗い方法、トイレ用の履物等について周知することが重要です。

- 避難所開設後は、早い段階で避難所の人数に応じたトイレの整備を行う
- トイレ設置の際には、手洗い場の確保や消毒用アルコール等の整備を行う
- トイレ用の履物を設置する
- 感染症や不快なおいを排除して快適に利用できるよう清掃体制を決める

◆ トイレ個数の目安

- 災害発生当初 約 50 人当たり 1 基
- その後、避難が長期化する場合 約 20 人当たり 1 基  
(トイレの平均的な使用回数 1 日 5 回、男女の割合は 1 対 3)

◆ 災害用トイレの種類

- 携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等

1) 既設トイレ設備の確認

設備	確認項目	対処方法 (使えない場合)
トイレ	<input type="checkbox"/> トイレの安全性が確保されているか <ul style="list-style-type: none"> <li>• 落下物など危険はないか</li> <li>• 便器の破損はないか</li> <li>• 倒壊や風等による転倒のおそれがないか</li> </ul> <input type="checkbox"/> 男性用、女性用に分けられ、かつ使用しやすいものか <input type="checkbox"/> 下水は流れるか (トイレや汚水マスで下水の流れを確認) <input type="checkbox"/> 水(上水)は出るか、または、周辺は断水していないか <input type="checkbox"/> トイレットペーパー、手洗い用の水・石鹼、手ぬぐい・ペーパータオル、手指消毒液、おむつ、生理用品、処分用ごみ箱、トイレ専用の履物(スリッパ等)、掃除用具等は用意されているか	<p>安全性が確保されていない場合は、使用禁止とし、安全性を確保するための対策を講じ、災害用トイレで対応する</p> <p>災害用トイレを導入し、必要数を確保する</p> <p>井戸やプール、河川の水を汲み置きして排泄後に流す</p> <p>最低限必要なものは、品目とその個数を確認し、不足する場合は、市町村災害対策本部に要請する</p>

2) 災害用トイレの確保

- 既設トイレが使用出来ない場合又はトイレが不足する場合は、災害用トイレを市町村災害対策本部に要請し、必要数を確保する
- 男性、女性を区別し、特に女性用トイレは多く設置する(目安 男対女 1対3)  
施設にある既存のトイレの使用は、できる限り高齢者・障がいのある人・女性・子供を優先する
- 車いすの人や高齢者が使いやすいよう洋式トイレを確保する
- し尿の処理体制が十分か確認する
- し尿処理業者や下水処理場等の被災により、し尿を処理できない場合は、便袋に集めて処分する
- トイレ用水を確保し、トイレットペーパー、手洗い用の水・石鹼、手ぬぐい・ペーパータオル、処分用ごみ箱、トイレ専用の履物(スリッパ等)、掃除用具等を準備し、不足する場合は、市町村災害対策本部に要請する

■ トイレの組み合わせモデル（大規模地震発生時の避難所の場合）

○モデルとなる避難所の条件等

携帯トイレ（最大避難者数の3日分）、簡易トイレ（組立式）5セット備蓄あり。マンホールトイレ5基（プール水確保）整備済み。

この避難所の状況	使用できるトイレの例
<p><b>発災直後～3日</b></p> <p>上水道は断水中。下水道は施設の点検が終わるまでは、使用しないルール。（流過も麻痺状態）</p>	<p>既設トイレの個室（便座）を活用 携帯トイレ・簡易トイレ（組立式）</p>  <p>★発災当初は避難者数が多いので、とにかく便器の数を確保する。 ★避難者想定数の3日間は備蓄した便袋を使用した。 ★使用済みの便袋は、体育館裏の軒下に保管することとした。</p>
<p><b>1週間後</b></p> <p>上水道は断水中。下水処理場に被害があったが、マンホールトイレは使用許可がおりる。近隣市町から、パキューム車数台を確保する。</p>	<p>上記にプラスして、マンホールトイレ 仮設トイレ（組立式）1基届いた。</p>  <p>★汲み取りのタイミングを、設置した仮設トイレの便槽の容量・使用人数から換算する。 ★避難所のマンホールトイレが使えるようになると、マンホールトイレを使用する在宅避難者が増加した。</p>
<p><b>2週間後</b></p> <p>流通が復旧し、仮設トイレが届く。上水道は部分的に復旧したが、この避難所は断水中。広域でのし尿処理体制が確保される。</p>	<p>上記にプラスして、仮設トイレ</p>  <p>★仮設トイレが確保できたので、携帯トイレの使用数を減らす。 ★合わせて外灯を設置したが、雨の日に傘がないとトイレに行けないのが不便である。</p>
<p><b>1カ月後</b></p> <p>上水道・下水道の復旧が完了し全面使用可能となる。</p>	<p>★これにより、水洗トイレが使用可能になったため、簡易トイレは全て撤去した。しかし、避難者は大勢いるため、仮設トイレは引き続き使用する。 ★上下水道の復旧により、在宅避難者がトイレを使いに来なくなったため、仮設トイレの数も大幅に減らすことができた。</p>

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月 内閣府）より抜粋

### 3) 要配慮者向けなどのトイレの確保

車いす利用者など身体障がいのある人、歩行に介助が必要な人、妊産婦など要配慮者に洋式トイレや多目的トイレを優先的に使ってもらえるよう配慮が必要です。

なお、トイレが遠いためにトイレの使用をためらい、排せつを我慢すること及び水分や食品摂取を控えることにより引き起こす健康障がいを防ぐため、屋内に設置できるタイプのトイレを福祉避難スペース（室）の近くに設置した事例があります。

#### ◆ 参考 東日本大震災（東松島市上下堤農村創作活動センター）の屋内トイレ



手すりのあるタイプは、高齢者などにも比較的利用しやすい。また、ポータブルタイプは軽量で持ち運び可能で屋内に設置でき、水なしで使用できるものもある

### 4) トイレの管理

- トイレを維持管理する担当者及び掃除当番を決める。
- その際には、担当者の偏りがないようにする。
- トイレの使用ルールを決め周知、掲示する。
- 劣悪な衛生状態とならないようトイレの清掃を定期的実施する。

#### ◆ トイレの衛生管理のポイント

- 感染症予防のため手洗い用の水を確保し、手洗いを徹底する
- 施設の室内トイレでは、専用の履物（スリッパ等）を用意する
- 便袋を使用する場合は、汚物処理の方法を徹底し、汚物の保管場所を確保する
- 便袋の保管は、出来る限り雨水で濡れない場所を選択することが望ましい
- 感染症患者が出た場合には、可能な限り専用のトイレを設ける
- 避難者の中から、トイレの責任者と掃除当番を決める
- ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持する

◆ 配慮すべき事項

配慮すべき事項・ 配慮が必要な方	対 応
安全性	<input type="checkbox"/> 暗がりにならない場所に設置する <input type="checkbox"/> 夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する <input type="checkbox"/> 屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする <input type="checkbox"/> トイレの固定、転倒防止を徹底する <input type="checkbox"/> 個室は施錠可能なものとする <input type="checkbox"/> 防犯ブザー等を設置する <input type="checkbox"/> 手すりを設置する
衛生・快適性	<input type="checkbox"/> トイレ専用の履物を用意する（屋内のみ） <input type="checkbox"/> 手洗い用の水を確保する <input type="checkbox"/> 手洗い用のウェットティッシュを用意する <input type="checkbox"/> 消毒液を用意する <input type="checkbox"/> 消臭剤や防虫剤を用意する <input type="checkbox"/> 暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する <input type="checkbox"/> トイレの掃除用具を用意する
女性・子供	<input type="checkbox"/> トイレは男性用・女性用に分ける <input type="checkbox"/> 生理用品の処分用のごみ箱を用意する <input type="checkbox"/> 鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する <input type="checkbox"/> 子供と一緒に入れるトイレを設置する <input type="checkbox"/> オムツ替えスペースを設ける <input type="checkbox"/> トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する
高齢者・障がいのある 人	<input type="checkbox"/> 洋式便器を確保する <input type="checkbox"/> 使い勝手の良い場所に設置する <input type="checkbox"/> トイレまでの動線を確保する <input type="checkbox"/> トイレの段差を解消する <input type="checkbox"/> 福祉避難スペース(室)にトイレを設置する <input type="checkbox"/> 介助者も入れるトイレを確保する
外国人	<input type="checkbox"/> 外国語の掲示物を用意する（トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	<input type="checkbox"/> 多目的トイレを設置する <input type="checkbox"/> 人口肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する <input type="checkbox"/> 幼児用の補助便座を用意する

出典：避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン平成28年4月 内閣府（防災担当）

## ⑦ 避難者の受付・人の振り分け

居住スペースの指定後、自主防災組織等の地域住民が主体となって、避難者の受付、避難者の居住スペースの割り振りを行います。

受付は避難者数を把握することで、物資の要請と配布に利用するとともに、安否確認や要配慮者のスクリーニングにも利用することを避難者に理解してもらいましょう。また、避難所に避難している要配慮者の状況に応じて、他の適切な避難所への搬送を検討します。

### 1) 受付の設置

- 机、いすを設置し、受付をつくる（「受付」と表示する）
- 筆記具や受付簿等の必要な様式を用意する
- 避難所の看板などを表に表示し、避難所を開設したことを知らせる
- 避難者が少ない場合は、受付に順番に並んでもらう
- ただし、避難者が多い場合は、地域ごとに避難者記入票等の様式を配布し、取りまとめる、スペースと人員を十分に確保するなど工夫する

### 2) 避難者名簿の作成及び利用者の登録

- 避難所運営責任者は、避難者名簿を作成する
- 避難者に、世帯ごとに**避難所利用者登録票(様式集 p.25)**を記入してもらう
- ペット同行の場合は、**ペット登録台帳(様式集 p.28)**にも記入してもらう
- 安全が確認できたら、避難所以外の場所に滞在する人の状況を把握するため、市町村や警察・消防、保健師のほか、地域住民（自治会、町内会、自主防災組織、消防団、民生委員等）やボランティアなどに協力してもらい、戸別に見回りを行い、避難所利用者登録票に記載してもらう
- 避難者の名簿は個人情報であるため、取り扱いや管理には十分注意する

#### ◆ 登録時の注意

- 食料や物資の支給などの支援は登録票に基づき行われるので、避難所以外の場所に滞在する人にも記入するよう伝える
- 安否確認の問い合わせに対応するため、個人情報（住所、氏名等）は原則公開とするよう被災者に協力を求める  
ただし、DV被害等により、居住地を秘匿している場合もあることから、協力を求める際には、避難者の意向を尊重すること
- 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等、避難生活で特に配慮を要する人（要配慮者）の状況を確認する
- 運営協力のため、特技や資格も記入してもらうよう協力を求める

### 3) 人数の把握

- **避難所利用者登録票(様式集 p.25)**をもとに、避難所利用者の人数や世帯数を把握する

#### 4) 帰宅困難者等地域外避難者への対応

災害の発生時間等によっては、地域外の避難者が避難してくることが想定されます。その多くは、帰宅が困難なため一時的に避難してくる人たちで、交通機関などの回復により帰宅するため、地域の避難者とは分けて避難スペースを決めるなどあらかじめ、周辺の事業所などの従業員等帰宅困難者数や観光客数などを想定して地域外避難者がどの程度来るか想定して、対策を検討しておくことも重要です。

- 帰宅困難者や滞留旅客者が一時的に避難することも想定して、あらかじめ対策を検討しておく

### ⑧ 避難所利用者の組分け

#### 1) 「組」づくり

- 避難所利用者のとりまとめを行うため、自主防災組織等の役員の協力を得て組分けをする(車中・テント生活者や在宅など避難所以外の場所に滞在する人も組を編成する)
- 編成した組を**避難所利用者でつくる組分け表(様式集 p.24)**にまとめる
- 余裕があれば、各組ごとにとりまとめを行う代表者(組長)を決めてもらう

#### ◆ 組の作り方

- 居住地域や血縁関係など、顔見知りが集まることができるよう配慮する
- 部屋単位などは、10世帯程度で分ける
- 高齢者だけとなるような編成は避ける  
(通勤者や旅行者などの帰宅困難者は、地域の人と別の組にする)

#### 2) 「組」内の人の把握

- 食料、水、物資を組ごとに配布するため、組内の人数を把握する
- 組内の人の健康状態を確認し、けが人や病人がいる場合は、病院に搬送するか、市町村災害対策本部に医師等の手配を要請する

### ⑨ 市町村災害対策本部への連絡

- 避難所利用者に配給する食料・物資の調達など、避難所での必要な支援を受けるため、**避難所状況報告書(初動期)(様式集 p.41)**を用い、FAX、電話などで、市町村災害対策本部に連絡する

<連絡のタイミング>

\*市町村が効率よく支援を行うため、次のとおり段階に応じて連絡を行う。

- 報告時間 9時、12時、15時、18時 (3時間おき)
- 報告は、**避難所状況報告書(様式集 p.42)**による。

## ⑩ 情報収集・伝達手段の確保

- 避難所の出入口や受付など、避難所利用者が見やすい場所に情報掲示（大きくて見やすいもの）をつくり、**避難所でのルール(様式集 p.5～7)**や各種情報を掲示したり、チラシを配布するなど情報を共有する
- 情報には、発信の日時を必ず記入して、いつの情報かわかるようにする
- 情報は、項目ごとに色分けや、掲示する場所を分け、わかりやすくしておく
- 掲示する情報はなるべく大きな文字で高齢者などにも見やすいように配慮する
- 情報収集・通信手段の確保・設置につとめ、情報を収集する
- 情報収集等に必要な機材等がない場合は、市町村災害対策本部に協力を求める
- 避難所外の避難者の情報を収集する
- 情報伝達の際は、避難所外の避難者へも伝わるよう努める

### ◆ 初動期に必要な情報・機材など

初動期に必要な情報	必要な機材など
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安否情報</li> <li>● 医療救護情報</li> <li>● 被害情報</li> <li>● ライフラインなどの復旧情報</li> <li>● 水、食料など生活物資の供給情報</li> <li>● 葬儀、埋葬に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 防災無線（電話・FAX）</li> <li>□ 戸別受信機（防災ラジオ）</li> <li>□ 電話（衛星電話、携帯電話）</li> <li>□ FAX</li> <li>□ パソコン（タブレット、スマートフォン）</li> <li>□ テレビ（文字放送・字幕放送が可能なもの）</li> <li>□ ラジオ</li> <li>□ コピー機、プリンタ</li> <li>□ 拡声器</li> <li>□ 非常用電源（発電機、バッテリー）</li> <li>□ 各種電池(予備)</li> <li>□ 情報収集・連絡用の自転車やバイク</li> </ul>

## ⑪ 備蓄している水や食料、物資の確認・配給

### 1) 現時点での状態や数を確認

- **避難所の設備、資機材等一覧(様式集 p.53～57)**を参考に、備蓄している水や食料、物資の状態や数を確認する
- 足りない分は**物資依頼伝票(様式集 p.43)**や**食料依頼伝票(様式集 p.47)**により、市町村災害対策本部に要請する
- 外部から調達する場合は、物資の積み下ろし場所、ルート、保管場所を決める
- 飲料水は、給水地点を確認し、避難所利用者の協力を得て確保する

### 2) 配給

- 迅速かつ公平に配給するため、利用者の「組」ごとに配給する
- 食料の配給にあたっては、食物アレルギーへ配慮する

#### ◆ 配給時の注意点

- 目安：飲料水は1人1日3リットル、食料は1人1日3食
- 数が少ないなど公平に配給できない場合は、けが人や病人、高齢者、乳幼児、妊産婦、障がいのある人などに加え、健康状態や声の出しやすさ、本人や家族・周囲の状況など、避難所を利用する人が抱える様々な事情を考慮した上で、優先順位をつけ個別に対応する
- 食料を配給する際には、栄養面に配慮するとともに、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられないものがないか必ず確認し、配給を行う
- 衣類などは、サイズ別に整理し、配布しやすいようにしておく
- 生理用品や女性用の下着類は、女性から渡すよう心掛ける

## ⑫ 保健衛生対策

- 感染症等の疾病予防や健康問題の悪化防止のため、避難所運営者、保健福祉関係者、ボランティア等の外部支援団体が連携し、避難所内の清潔保持等の環境整備を図る
  - 避難所内の清掃
  - 食品の管理、手洗いの徹底
  - ごみ集積場所の確保 など
- 感染症患者用の専用スペース、個室も確保しておく
- 新型コロナウイルス感染症については、「V. 新型コロナウイルス感染症への対応」による

## ⑬ 要配慮者への対応

要配慮者とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する人のことをいいます。

### 1) 要配慮者への情報提供

- 要配慮者への情報提供に配慮する
- 障がいのある人への情報提供にあたっては、障がい児者(支援)団体やボランティア団体と連携する  
特に次の表に掲げる障がい児者は、情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、例えば次の方法によるなど伝達の方法を工夫する
- 掲示板などは、見やすいよう大きな文字で書く

<聴覚障がい児者> 掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等

<視覚障がい児者> 点字、音声等

<盲ろう者> 指点字、手書き文字等

<知的障がい児者、精神障がい児者、発達障がい児者、認知症者>

分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

<高齢者> 大きな文字で見やすく

- 視覚障がい児者、聴覚障がい児者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が困難な面もあるため、障がい児者団体を通じ、情報が得られる環境・場の設定や体制づくりを検討する
- 外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等の分かりやすい情報提供、絵や写真の提示など、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮する  
（一財）自治体国際化協会作成の災害時多言語情報提供支援ツールを活用  
<http://dis.clair.or.jp>

## 2) 要配慮者からの情報提供

- 要配慮者が支援してほしいこと、知ってほしいことについて、カード等を活用することにより、要配慮者自ら自分の状態に関する情報を発信できるよう配慮するなど、要配慮者自身の意思を尊重する
- 家族や支援者とも十分に連携する

## 3) 避難スペースの確保及び関係施設との連携

- 避難所では要配慮者に配慮し、適宜、福祉避難スペース（室）ないし、個室を利用できるように配慮し、個室がない場合は、間仕切りなどを使って工夫する
- 福祉避難所への移動や施設・病院への入院・入所を行う（福祉避難所の運営については本県「福祉避難所設置・運営に関するマニュアル」（福祉総務課）を参考にする）
- 入院・入所が必要となった場合に備え、医療機関、社会福祉施設等との連携体制を構築しておく

## 4) 要配慮者の健康管理

- 要配慮者の健康管理における支援については、本県「災害時健康管理支援マニュアル」（健康増進課）を参考にする

# ⑭ 安全対策

## 1) 避難所の安全対策

- 安全対策として、特に要配慮者や女性などの意見を聞き、屋外に設置した災害用トイレなど、夜間照明が必要な場所に非常用電源などによる照明を設置するなどの環境対策・改善を行う
- 防火対策として、出火及び放火を防ぐため定期的な巡回警備を行うとともに、防火安全に係る遵守事項を避難所出入口等に掲示する
- 不審者や悪質商法などを防止するため、館内放送を活用した防犯広報や自警団等による巡回警備を行うほか、のぞき・盗撮などの性的犯罪等を防止するため、更衣室の設置箇所や構造に配慮する
- 女性や子どもを狙った性犯罪やDV等に気を付け、パトロールや相談窓口などを設置し、予防に努める

◆ 朝倉市の避難所に掲示された予防ポスター

災害時における性暴力（DV以外）の事例シート（阪神淡路大震災・東日本大震災）より

避難所に更衣する場所がないので更衣室をダンボールで作ったところ上からのぞかれた。その更衣室を使うときは見張りを立てるようにした（13～16歳女子）

男子が同じ避難所にいる男性にわいせつな行為をされた。ほかの男子数名も被害に遭った。家族が、避難所の宿直だった役場職員に相談し（中略）、加害者には避難所から出てもらうことになったが、その前に加害者は避難所を出た。（6～12歳男子）

避難所で成人男性からキスしてと言われた。トイレまでついてくる。着替えをのぞかれる。母親を含めて誰にも知られたくない。加害者が避難所にいられなくてほしい。（6～12歳女子）

避難所で夜になると男の人が毛布に入ってくる。周りの女性も「若いからしかたないね」と見て見ぬふりをして助けてくれない（20代女性）

授乳しているのを男性にじつと見られる。警察に連絡したら巡回の回数が増やされた。その後、授乳スペースが設けられた。（30代女性）

### 避難所・避難先では 女性や子どもを狙った性被害・性暴力、DVなどが 発生するリスクが高まります

東日本大震災女性ネットワーク調査チーム 2015「東日本大震災「災害・復興における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書より

自分を大切にしてください

単独行動はしない  
ようしましょう！

性的な嫌がらせやいたずらなど  
尊厳を傷つける行為も犯罪です

被害をうけたら相談を！



周囲の目と支えがたよりです

見ないふり・知らないふりをせず  
助け合しましょう

ストレスをためず  
不安な気持ちも声  
に出しましょう

相談機関

※相談は無料です。秘密は守られます。  
※受付時間は状況により変化する場合があります。ご了承ください。

あさくら女性ホットライン	092-513-7337	平日(10:00～17:00)
配偶者暴力相談支援センター (福岡県北筑後保健福祉環境事務所)	0942-34-8111 0945-24-5780 (※8/14、15のみ)	平日(8:30～17:15)
配偶者からの暴力相談電話《夜間・休日》	092-663-8724	平日(17:00～24:00) 土・日・祝日(9:00～24:00)
福岡県あすばる女性相談ホットライン	092-584-1266	平日(9:00～19:00) 土・日・祝日(9:00～17:00) ※会津のみ(9:00～17:00、18:00～20:30)
ミス・リリーフ・ライン(福岡県警犯罪被害者相談電話)	092-632-7830	平日(9:00～17:45)
男性DV被害者のための相談ホットライン	092-571-1462	水・木曜日(17:00～20:00) 会津日(12:00～16:00)
LGBTの方のためのDV被害者相談ホットライン	080-2701-5461	第2火曜(12:00～16:00) 第4火曜(17:00～20:00)
性犯罪被害者支援センター・ふくおか	092-762-0799	24時間・365日(年中無休)

このチラシに関するお問い合わせ：朝倉市役所総務部総合政策課男女共同参画推進・青少年係 ⅴ 0946-22-1111 (内線)308、329

## 2. 応急・復旧期(1週間まで)の対応

応急・復旧期は、避難所運営の仕組みや規則を整え、日常性を確立する時期です。初動期では、市町村、施設管理者、自主防災組織等が協力して避難所開設・運営を行います。発災後なるべく早い段階で在宅避難者や車中泊避難者も含めた避難所を利用する人や自主防災組織等を主体とした避難所運営委員会や運営班を組織化し、自主運営を目指します。時期の経過につれ必要な業務は変化しますので、柔軟に組織を見直す必要があります。避難所運営委員会を設置した後は、避難所運営委員会と各運営班が避難所運営の主体となります。

### ① 避難所の運営のための業務

- 避難所運営委員会や各運営班が設置されるまでは、行政担当者、施設管理者、自主防災組織等の役員が協力して、対処するとともに、様々な業務に対処するため、医師・看護師、薬剤師、保健師、福祉関係者、警察官、NPO、ボランティアなどにも協力を要請する
- 特に大規模地震が起こった後に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施していない場合には、市町村災害対策本部に被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を要請し、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する（参考 p.9）
- 避難所運営委員会や各運営班を設置したら、必要に応じ、NPO、ボランティアなどにも会議への参画を呼びかけ、定期的な会議を実施する
- また、速やかに業務を引き継げるよう、対応状況などを個別引き継ぎ事項(様式集 p.37)に記入し、運営日誌や名簿などの書類も整理しておく

### ② 組の代表者(組長)の選出

- 避難所利用者で編成した組ごとに代表者（組長）を選出してもらう  
車中・テント生活者や避難所以外の場所に滞在する人も組を編成し、組長を選出する

#### 1) 代表者（組長）の選出

- 組長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する
- 交代の際は、的確に引き継ぎを行う

#### 2) 代表者（組長）の役割

- 組内の意見を取りまとめ運営委員会に報告する
- 運営委員会や各運営班での決定事項は、組内全員に伝達する
- 運営委員会や各運営班の決定を受け、炊き出しや水の確保、共有スペースの掃除などは、組ごとに当番制で行う
- 組ごとに配布される食料や物資を受領し、組内に配布する
- 組内に要配慮者（高齢者や障がいのある人など）がいる場合は、組長を中心に組内で協力して支援を行う
- 掃除など環境の整備は、組長を中心に組内で協力して行う

### ③ 避難所運営委員会の設置

#### 1) 構成員の選出

- 避難所利用者で編成した組の代表者、自治会・町内会・民生委員など地域（自治会、町内会など）の役員や自主防災組織、その他の避難所利用者の代表（女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人など、災害時に配慮が必要な人やその家族からも選出）、行政担当者、施設管理者が集まり、**避難所運営委員会規約（案）（様式集 p.21-22）**を参考に、できるだけ速やかに避難所運営委員会を組織する

#### ◆ 避難所運営委員会の構成員選出の際の留意点

- 避難所運営には女性の視点も取り入れて運営していく必要があることから、構成員のうち3割以上を女性とするよう努めること
- 避難所運営委員会に出席する組長の数が多い場合は、互選で決定する  
ただし、車中泊・テント生活をする人々の組でつくる組長や、避難所以外の場所に滞在する人々でつくる組の組長は、必ず1名ずつ出席できるよう努める。

#### 2) 会長、副会長の選出

- 避難所運営委員会の構成員の中から、会長、副会長を選出する  
なお、会長・副会長のいずれかに女性を選出するよう努める

#### 3) 運営規約、避難所のルールの作成、掲示

- **避難所運営委員会規約（案）（様式集 p.21-22）**をもとに避難所運営に必要な事項を検討し、運営規則を作成する  
また、**避難所でのルール（様式集 p.5～7）**にも追記する  
できれば、平時に地域で規約や規則の案を作成しておく
- 運営規約は情報掲示板に貼るなどして、避難所を利用する人全員（避難所以外の場所に滞在する人も含む）に確実に伝わるようにする

◆ 組織図例

避難所運営委員会				
市町村避難所担当者		※避難所運営全体の責任者 市町村災害対策本部との連絡調整 個人情報の管理、マスコミ対応など		
施設管理者		施設の利用に関する決定・支援		
地域 住民 で担 当	会長	※運営班班長との兼務も可		
	副会長	運営班全体を統括する		
	運営班	班長	総務班	各班の業務の調整等
		班長	情報班	市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と 情報提供、広報
		班長	管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
		班長	相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
		班長	食料班	食料の調達、管理、配給、炊き出し
		班長	物資班	物資の調達、管理、配給
		班長	環境衛生班	生活衛生環境の管理・改善、避難所内の巡回・ 清掃
		班長	保健班	市町村保健師と協力して被災者の健康状態 の確認、感染症予防
		班長	要配慮者支援班	要配慮者の支援
		班長	避難所外避難者対策班	避難所外の避難者の支援
		班長	巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
		班長	避難者交流班	避難者の生きがいをづくりのための交流の場 の提供
班長	ボランティア班	ボランティアの要請、調整		

◆ 運営班振り分けのポイント

- 地域コミュニティを活用する
- 運営に女性が携わることができるよう配慮する
- 特に物資班には女性用の物資の配布に配慮するため、女性の配置が必要
- 車中泊や在宅避難者も避難所の利用者として運営班の業務を担う
- 各避難者の特性を活かせるよう運営班を編成する

## ④ 各運営班の設置

### 1) 班員の選出

- 運営班の班員は、各組長の協力のもと、本人の意思を確認した上で各組から選出する

#### ◆ 班員選出の際の注意

- **避難所利用者登録票(様式集 p.25)**の特技・免許欄などを参考に、子どもから高齢者まで、年齢や性別に関係なく、可能な限り役割を分担し、より多くの人が運営に参画できるようにする  
ただし、本人の意思を尊重し、強制はしない
- 特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する
- 交代時には的確に引き継ぎを行う
- 男性だから、女性だからという固定観念に縛られることなく、本人の希望を聞き、業務を割り振る  
ただし、女性用の物資の受け渡しや女性からの要望を聞き取りやすいよう、特に、総務班、相談班、要配慮者支援班、物資班には、女性の参加に努める

### 2) 班長の決定

- 班員の互選により、各運営班の班長を決める

#### ◆ 班長決定の際の注意

- 班長は避難所運営委員会の構成員にもなるため、委員会への出席を負担に感じない人を選ぶ
- 特定の人に負担が集中しないよう、定期的に交代する
- 交代時には的確に引き継ぎを行う

### 3) 運営班で行う具体的な業務

- 避難所運営委員会は、避難所の運営に必要な具体的な業務を行うため、各運営班を設置し運営する

#### ◆ 各運営班の役割（例）

班名（例）	役割（例）
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>各班の業務の調整等</li> <li>総合受付(入退所など各種手続き、苦情相談対応)、避難所内の配置計画、避難所運営日誌の作成、避難所運営委員会の事務局、市町村災害対策本部への連絡</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供、広報</li> <li>避難所内外の情報収集・伝達・発信、取材対応</li> </ul>
管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者数等の把握、施設の利用管理</li> <li>利用者数の把握、名簿管理、安否確認等への対応</li> <li>施設・設備の点検・故障対応</li> </ul>
相談班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応</li> </ul>
食料班	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料配給、炊き出し</li> <li>食料の調達・受入・管理・配給、炊き出し対応</li> </ul>
物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資の調達・受入・管理、配給</li> </ul>
環境衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生環境の管理、避難所内の清掃</li> </ul>
保健班	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の健康状態の確認、感染症予防</li> <li>市町村保健師と協力して衛生管理(トイレ・ごみ・風呂・ペット)、健康管理</li> </ul>
要配慮者支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の支援</li> <li>高齢者、障がいのある人、難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患患者、妊産婦・乳幼児、外国人など、避難生活で特に配慮を要する人の支援や対策</li> </ul>
避難所外避難者対策班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所外の避難者の支援</li> <li>避難所以外の場所に滞在する被災者の情報収集・伝達、食料・物資の配給、健康管理</li> </ul>
巡回警備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の防火・防犯対策</li> </ul>
避難者交流班	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の生きがいをづくりのための交流の場の提供</li> </ul>
ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受入、調整、管理</li> </ul>

## ⑤ 役割の明示

- 委員会の役割や構成員、運営班の役割や班編成・班員などを避難所利用者や支援する団体等に知らせるため、**避難所運営委員会名簿(様式集 p.23)**に記入し、情報掲示板に掲示する
- 委員会や運営班の構成員は、見分けやすいように、適宜、腕章や名札、ビブス（ゼッケン）などの目印を身につける

## ⑥ 避難者の把握と個人情報の取り扱い

- 避難所を退所する際には運営委員会へ連絡するよう呼びかけ、避難所利用者登録票の更新を行う
- 避難所利用者登録票の記載内容は、個人情報のため、避難所運営委員会や運営班において、責任を持って取り扱うこととし、個人情報の漏えいを防ぐため、保管場所や方法に十分な注意をはらい、徹底した管理を行う

## ⑦ さまざまな状況に配慮したスペースの配置

避難所生活の長期化が想定される場合、居住スペースの他に様々な用途に応じたスペースの設置が必要となります。特に高齢者や女性、障がいのある人に配慮したスペースの確保が必要です。

- 居住スペースは地域や学校など普段のコミュニティ単位で区割することが望ましい
- 高齢者や障がいのある人の避難スペースは、支援のため人の目が届きやすい場所で、通路などの近く等が望ましい
- 福祉避難スペース（室）は、周囲からストレスの受けにくい場所が望ましい
- 健康などに配慮が必要な場合などに備え一時的に利用できる救護スペースを設けるよう努める
- 高齢者や障がいのある人、負傷者のための通路は車いすが通行可能な 1.3mを確保するよう努める
- 壁伝いに移動できるよう一部壁際を通路とする等の配慮をする
- 個室や間仕切りで仕切られた空間で保健師や介護士等による相談窓口を開設し健康や避難所生活における悩みへの相談スペースや意見箱の設置に努める
- 女性保健師や職員による女性専用の相談スペースを設けるよう努める
- 更衣室は男女別で施錠可能な個室を確保し、防犯ブザーの設置などの防犯対策と使用状況を表示する札の設置に努める
- 授乳スペースとして専用の個室の確保を行い、防犯ブザーなどを設置するなどの防犯対策を行うよう努める
- 子どものストレス軽減のため遊び場となるスペースを設置・確保し保育士等ボランティアの活用も検討する
- 学生や受験生などに配慮して、必要に応じて落ち着いて学習できるスペースを確保するよう努める
- 仮設トイレがバリアフリー化されていない場合は、携帯トイレや屋内用トイレ等を使って要配慮者専用トイレの配置を検討する

- 高齢者や障がいのある人、子ども等の利用を考慮して洋式トイレ、多目的トイレや子供用便座の設置に努める
- トイレは男女別々の場所の設置に努める
- トランスジェンダー等のニーズに応えられるよう誰でも利用できるユニバーサルトイレや更衣室の設置に努め、設置する際は案内表示を工夫する
- 感染症予防のため、避難所の出入口やトイレ周辺に消毒液を複数設置し、手指の消毒の徹底に努める
- 屋外にトイレを設置する場合は、防犯や夜間の利用も考慮し居住施設から近い場所に設置し、トイレの内外に照明や防犯ブザーの設置に努める

## ⑧ スペース配置で注意すべき事項

- 避難所運営本部のスペースを設置し、運営委員会の会議や情報の集約を行う
- 避難所の個人情報を取り扱うため、関係者以外の立入を禁止として、出入口付近に受付を設置し、避難所の入退所受付やボランティア、マスコミ、来客等の外来者に対する受付を行うよう努める
- 自衛隊や他自治体からの応援職員、ボランティアなどを受け入れるスペースについては活動拠点場所と車両の駐車場所を確保するよう努める
- 安否情報や市町村からの連絡事項、避難所運営における連絡事項や入浴や支援などの一日の予定などを掲示するよう努める
- 食料や物資の保管スペースは、高温・多湿の場所を避け、耐荷重の大きいコンクリート床の場所で、トラックによる物資の搬入と避難者への配給がしやすく、施錠可能な場所が望ましい
- 給水所は、居住スペースの近くで、給水車の出入りがしやすい屋外の設置が望ましい
- 炊き出しのスペースは、水源や排水を考えた場所が望ましい
- 衛生や臭気の問題があるため、仮設トイレは原則屋外に設置し、手洗い場の設置に努める
- 水源や排水の位置を考慮して洗濯機の配置を検討する
- 洗濯機は一般用とペット同伴避難者用に分けるなど使用方法を定める
- 物干し場は日当たりのよい場所にし、共用場所と男女別の場所を確保するよう努める  
女性専用の場所はプライバシーの確保に配慮した場所に設置することが望ましい
- 仮設風呂や簡易シャワー等を利用する場合は水源や排水を考慮するとともにプライバシーの確保が可能な位置に設置するのが望ましい
- 車中泊避難者へは、保健師による声掛けを積極的に行い、エコノミークラス症候群や熱中症の予防に努めるとともに避難所屋内への移動を促すよう努める
- スペースの配置を含め、誰もが利用しやすいよう避難所内のバリアフリー化に努める

## ⑨ 衛生環境の確保とごみ処理

- 個別スペースでは1日1回以上、トイレ等の共有スペースも状況に応じて1日1回以上定期的に清掃、換気を実施するよう努める
- 個別スペースは各個人で清掃し、トイレ等の共有スペースは避難者全員で、当番制で清掃と手すりやドアノブ等の消毒を実施することで感染症の予防に努める
- ごみは分別を徹底したうえで排出し集積所へ収集する
- ごみの排出ルールを確立し、避難者に周知するよう努める
- ごみ集積所は、衛生、臭気への配慮として生活場所から離れている場所とし、野生動物の侵入を防止でき、清掃車の出入りがしやすい場所が望ましい
- 水害等で汚水に侵された場合は、感染症等の予防のためにもシャワー等で汚れを落とす必要がある

## ⑩ 情報収集と伝達

避難所においては、避難者の情報ニーズが高まります。情報の取得、管理、共有手段について、被災による制約条件を踏まえながら対応することが必要となります。

段階的に、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体により、被災者向け広域情報の収集・発信を行います。可能であれば、避難所にテレビ、ラジオ、パソコンを設置し、被災者自らが情報収集できる手段を提供します。これにより被災者の自立的な再建意欲を高め、地域の被害情報や復旧情報など様々な情報が被災者に共有されることで、自然発生的な避難所間の格差是正、避難所の集約、避難所の早期解消、生活再建への流れが生まれる効果が期待できます。

- 各種情報の発信や対外的なやり取りについては担当を明確にし、窓口を一本化して情報の混乱を避ける
- 電話やFAXのほかテレビやラジオなどを設置しWi-Fi環境を整備するなどして情報の収集と提供をすることで避難者の不安除去を行う
- 情報の収集では、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等、複数の手段を活用する
- 避難所の入り口付近に掲示板を設置するよう努める
- 掲示板には避難所運営情報や復旧・復興に関する情報など、地域のすべての被災者へ伝達することを踏まえ様々な情報を項目ごとに整理して掲示する
- 掲示板の文字は、高齢者などに配慮して大きめの文字で掲示する
- 掲示板は、入り口の他、居住スペースの共有スペースなど避難所内に複数設置する
- 館内放送等が利用できる場合は、掲示板に掲載した新着情報や物資の配布等のお知らせを広報する  
重要な情報は、時間帯を変えて複数回放送する
- 要配慮者への情報の発信は、高齢者や視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等にも配慮し確実な情報伝達を行う
- 外国人への情報伝達については、多言語や「やさしい日本語」での広報や掲示板の作成を行う
- 避難者の意見を収集するため、意見箱などの設置に努める

## ⑪ プライバシーの確保

背の高い間仕切りは、プライバシー保護にはなりますが、風通しや空調の効きが悪くなることや閉鎖的な心理不安、防犯上の問題が懸念されることもあり、カーテンで開け閉めができるか、1m程度の高さにする等状況に応じて変える等注意が必要となります。

また、避難生活での配慮については、個人情報でもあるため、プライバシーに配慮した取り扱いをしなければいけません。

- 間仕切り等を確保し、世帯ごとの間仕切りを行う
- 障がいのある人、妊産婦の方を含む世帯などには、外部からストレスを受けにくい個室を検討するか、施設の別棟の利用等を検討する
- 避難所利用者登録票や個別の相談等により仕入れた情報をもとに食事や避難生活での配慮を行う際は、プライバシーに配慮する
- 郵便物や宅配物の差出・受取のとりまとめは、トラブル防止のため原則行わないこととし、郵便・宅配便等は本人と直接受け渡しをしてもらう

## ⑫ 要配慮者支援のための会議の開催

要配慮者とは、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する人のことをいいます。

- 要配慮者支援のための会議を定期的で開催するなど、関係機関等の支援活動の状況、人的・物的資源の状況、要配慮者のニーズを把握し、情報を共有する

## ⑬ 避難所以外の避難者の支援

### 1) 避難所以外の避難者の把握

- 自宅等の避難所以外の避難者は、被災者台帳の活用などにより、避難状況を把握する
- 市町村や警察・消防、保健師のほか、地域住民（自治会、町内会、消防団、民生委員等）や自主防災組織による巡回及び NPO やボランティアなどの協力により、避難所以外の避難者の実態把握・安否確認を行い、情報を共有する

#### （参考）避難者に応じた状況把握

- 要介護高齢者等の避難行動要支援者に対しては、ケアマネジャー等による安否確認や健康状態の把握等を実施
- 高齢者・障がい者世帯等に対しては、民生委員等からの情報等を踏まえた家庭訪問を実施
- その他の世帯については、罹災証明書の申請時等に、避難者とその必要な支援を把握

### 2) 避難所以外の避難者の支援

- 市町村は、医療をはじめとする多種・多様な専門的支援者と協働して、必要な対策が行えるよう体制を構築する
- 医療関係者や NPO 及びボランティアなどと定期的に会議を行い、情報を共有する
- ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係

る情報を周知するよう努める

- 在宅避難者のうち高齢者や障がいのある人など配慮が必要な人へは避難所の要配慮者と同様に支援を行うよう努める

### 3) 車中泊対策

- 車中泊のためのスペースを確保する場合には、できる限り施設内の駐車場など一か所にまとめて車両スペースを確保する（夜間の安全確保のため、照明のある場所が望ましい）
- 車中泊の避難者は、物資の配布等の際や被災者台帳の活用などにより、避難状況を把握する
- 市町村や警察・消防、保健師のほか、自主防災組織や消防団等の地元住民による巡回及びNPOやボランティアなどの協力により、避難者の実態把握・安否確認を行う
- 複数の車中泊者が集まる場所では、避難所に避難している人と同様に、車中泊者で組を編成し、避難所での運営に参画する
- 車中泊者に対しても、ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、チラシ、ポスター等により、避難者支援に係る情報を周知する
- 保健師や看護師等と協力し、エコノミークラス症候群や熱中症の防止、一酸化炭素中毒の防止、感染症予防、生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防及び心身機能の低下の防止に努める
- 多くの車中泊者が集まる場所には、車中泊者用の仮設トイレを設置する。

#### （参考）在宅避難者等支援施設の設置

- 避難所以外の避難者の支援を避難所で行うことができない場合に、必要に応じて避難所とは別の場所に避難所以外の避難者の支援施設（在宅避難者等支援施設）を設置することもあります。施設の例・集会所、民間の施設・敷地など
- 在宅避難者等支援施設では、避難所から遠い場所に滞在する人や避難所まで自力で来られない人に食料や物資、支援情報などを提供します
- 施設を開設した際は、市町村災害対策本部に報告し、利用者に周知してください
- 在宅避難者等支援施設は、施設利用者が主体となって運営してください

## ⑭ 避難所ボランティアの受け入れ

避難所において、人員不足等により円滑な避難所運営ができない場合は、ボランティアやNPOなどに協力を要請します。

### 1) ボランティア等の要請

- 市町村のボランティア担当窓口を經由し、ボランティアセンター等へボランティアの派遣要請を行う
- ボランティアを要請する際は、どんな支援が必要か伝え、必要な支援を受けられるよう努める
- 朝礼などでボランティアを紹介するなど避難所及び被災地域の状況について、情報共有できるよう務める

## 2) 受付窓口の設置

- ボランティアを受け入れる際は、避難所内に受付窓口を設置しボランティアセンターからの派遣の有無を確認して、**ボランティア受付票(様式集 p.51)**に記入してもらう
- 受付時には、**ボランティア活動時の注意事項(様式集 p.52)**のチラシを配布し、活動場所（避難所）などを確認する
- ボランティアとわかるように、（活動場所（避難所）ごとに）共通の目印（ベスト、腕章、シール等）をつける
- ボランティアには、活動が終了した際は受付に報告して退去してもらう

### ◆ 共通の目印（イメージ）

<b>災害ボランティア</b>
○月○日
・活動場所（避難所名） ○○○○○○○○○○
・氏名 ○○ ○○○
○○市町村災害ボランティアセンター

## ボランティア等の主な業務

- 食料、物資に係る支援（搬入、供給、配分、管理）
- 要配慮者などの支援
- 清掃、衛生管理に係る支援
- 避難所内及び周辺の巡回
- 瓦礫等の撤去、搬出作業
- 避難所運営に係る補助
- 在宅避難者のニーズへの対応等

## ⑮ マスコミ・訪問者対応

- マスコミや訪問者の対応については、立入可能な時間や範囲、その他注意事項をあらかじめ検討しておく
- マスコミの訪問については、受付で立入や撮影を禁止する場所を明確に伝え、原則市町村職員立会いのもと、市町村災害対策本部と連携して対応するよう努める
- 取材後は、避難所運営委員会で報告する
- **避難所利用者登録票（様式集 p.25）**の同意者への親族からの安否確認には、速やかに返答するよう努める
- 不同意者への安否確認や親族以外からの安否確認には、連絡先などを確認し、問合せがあったことを本人に伝える

- 避難者の中に DV 被害者がいる場合は、原則情報開示を不可とし、情報の開示方法について事前に対応を検討する
- 電話や来客の取次は安否確認と同様に扱う

## ⑩ 避難者の健康管理と心のケア

配慮すべき事項は多岐にわたるが、これらの配慮を欠くと避難者の健康が悪化し、その影響が甚大な場合は死に至る可能性も否定できません。これらの配慮を避難所担当職員だけで実施することは現実的ではないので、医療・保健・福祉の専門職能者に多角的に避難所の状況をチェックしてもらい、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持に努め、必要な対応については、ボランティア・NPO 団体の協力を要請します。また、妊産婦や乳幼児、高齢者、慢性疾患などのライフステージに応じた留意が必要です。避難所や車中での生活は活動量の低下により血栓ができるエコノミークラス症候群などの健康被害の予防として十分な水分補給や定期的な体を動かすことが大切なため、避難者等に広く周知し、定期的に体操などを行います。

健康状態の悪化が疑われる避難者などがいる場合は、市町村災害対策本部等に対して、医療救護班（医療チーム）による診療が受けられるよう、必要な対応を求めます。

- 避難所内に保健師等を巡回させ、感染症の発症予防やまん延防止、生活習慣病などの疾病の発症や悪化予防、心身機能の低下の防止に努める
- 保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談などを実施し、身近な場所で健康相談ができるよう努める
- トイレでの感染症予防のため、トイレの使用ルールを徹底し、トイレ使用後の手洗いと消毒用アルコール等の使用を徹底するよう努める
- 避難所における衛生状態の維持のため、土足は禁止し、トイレ用の履物の使い分けを徹底するよう努める
- 避難所における感染症予防のため、外出から戻った際の手洗い・手指消毒とうがいを徹底する
- 冬期は風邪やインフルエンザのまん延を防ぐため、マスクの着用を呼びかける
- 嘔吐者が発生した場合は、ノロウイルス等の感染症に十分警戒し、感染者患者用の別室及び専用トイレを速やかに設置し、医師などの専門家の許可を得るまで隔離する
- 夏期は害虫による感染症予防のため、網戸、メッシュカーテン、防虫ネット等各種虫よけ製品を用いて対策を実施するよう努める  
併せて蚊の発生を防止するため、避難所周辺の水たまりをなくすよう努める
- エコノミークラス症候群などの健康被害の予防を呼びかける
- 定期的に体を動かすため、朝のラジオ体操や午後のストレッチ運動を行いストレス解消を促す
- 熱中症の予防として水分補給を徹底するよう努める
- 健康管理のため、既存の風呂や簡易シャワー等による入浴の機会を早期に検討する
- 心のケアとして相談窓口を設置しストレスの軽減を行うよう努める
- 相談窓口は、避難者が誰でも気軽に相談できる雰囲気を作り、個室や間仕切りなどで仕切られた空間の設置に努める
- DPAT（災害派遣精神医療チーム）や保健師等の確保については、市町村災害対策本部と連携するよう努める

- 避難者の心のケアのため、要配慮者、女性同士が交流できる場所や時間を設け避難者の心のケア活動を定期的実施するよう努める
- 感染症発生時の患者隔離スペースなど緊急時に活用する予備スペースを確保しておくことが望ましい
- 受診が必要と思われる避難者等がいる場合は、市町村災害対策本部等に対して、医療救護班（医療チーム）の派遣や、地域の医療機関への受診手段の手配を要請する
- 医療救護班（医療チーム）の派遣を受ける場合は、受診が必要な避難者等を医療救護班（医療チーム）が把握できるよう、必要な情報提供（引き継ぎ）等を行う

## ⑰ ペット飼育マナーの徹底

- 動物との暮らしが苦手な人やアレルギーのある人もいることを認識し、ペットの飼育管理は飼い主の責任で行うことを徹底し、屋外飼育を勧める。
- 衛生的な管理を行い飼い主同士などで周りの人に配慮したルールを作るのが望ましい
- 室内での飼育が可能なペットについては、ケージ等に入れたうえで、一般の居住スペースから離れた場所を確保し、避難者が同伴で生活することを確認することも検討する
- 詳しい対応については、「災害時ペット救護マニュアル」（福岡県保健医療介護部生活衛生課作成）による

## ⑱ 防犯体制の確立

- 性的犯罪や窃盗などの発生に備え防犯体制の早期確立を行うよう努める
- 女性用更衣室やトイレ、授乳室などには防犯ブザーを設置するなどの対策を検討する
- 屋外にトイレを設置する場合は、防犯や夜間の利用も考慮し居住施設から近い場所に設置し、トイレの内外に照明や防犯ブザーの設置に努める
- 避難所内のあいさつや声掛けの徹底も防犯対策につながるため積極的に行う
- 人が減少する昼間への対応として警察官の見回り・立ち寄りを依頼する
- ボランティアや調査員と称して徘徊する詐欺師の出現を防ぐため、単独で行動する不審者には注意する
- 防犯対策として、不在家屋を狙った空き巣被害等を防止するため、防犯ボランティアによる自主パトロール活動を推進するほか、地域住民等に対して不審者を発見した際の110番通報を呼び掛ける

◆ 参考 過去の避難所での事例

段ボールベッドと段ボールの間仕切りを使った福祉避難スペース（室）

（撮影 平成 29 年 7 月九州北部豪雨 朝倉市避難所）



自衛隊による仮設風呂の設置（撮影 平成 29 年 7 月九州北部豪雨 朝倉市避難所）



仮設シャワールの設置（撮影 平成 28 年熊本地震 益城町避難所）



避難所でのペット（撮影 平成 29 年 7 月九州北部豪雨 朝倉市避難所）



### 3. 復興期の対応

復興期は、避難所運営の仕組みや規則が定着し、生活に落ち着きが戻る一方、被災者の要望や求める情報などが多様化・高度化する時期でもあり、柔軟に対応する必要があります。

一方で、自宅や公営住宅、仮設住宅などへの移動により避難所を利用する人が減少するため、避難所の運営体制を再構築するとともに、避難所を撤収するための準備を進める時期でもあります。避難生活の長期化に伴い、避難者のニーズが変化し、よりきめ細かな対応を行い被災者の心や身体への負担を軽減していくことが必要です。また、避難所を段階的に縮小、統合、閉鎖に向けて取り組むことが必要となります。避難者が退所したスペースは縮小し、避難者が少なくなってきたら他の避難所と統合を図り、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが重要です。

#### ■ 体制

避難所を利用する人の減少に伴い、運営体制を再構築する必要があります。

#### ① 避難所運営のための業務の継続

- 避難生活の長期化に伴う避難所利用者と運営側の健康状態等に注意しながら運営する
- その他、避難所の開設から7日以内で閉鎖する見込みがたたない場合は、速やかに市町村災害対策本部に連絡する

○ 復興期に注意するポイント

	主な内容	担当班
避難所生活長期化に伴う避難所利用者のニーズの変化に伴う対応	被災者支援、生活再建情報の提供	総務班
	各種相談窓口の設置調整	情報班
	避難生活の長期化に伴う必要物資の確保	食料班、物資班
	避難所内の秩序維持の強化	管理班
避難所利用者と運営側の身体とこころのケア対策	各種イベントの企画・実施	総務班、避難者交流班
	衛生管理の強化	保健班 環境衛生班
	こころのケア対策の強化	
	運営側の健康管理	
	福祉避難所、医療機関等への移送	要配慮者支援班
	生活場所の整理、プライバシー確保	管理班
	避難所以外の場所に滞在する人の健康管理	
		要配慮者支援班
		避難所外避難者支援班
避難所利用者の減少などに伴う運営体制の見直し	運営体制の見直し	避難所運営委員会
	ルールの見直し	避難所運営委員会 総務班
	配置変更にかかる見回り場所の見直し	管理班

## ② 避難所の統合及び閉鎖の検討

- 市町村災害対策本部から、避難所の統合及び閉鎖に関する情報や指示があった場合は、p.44の「避難所の統合及び閉鎖に向けた準備」を参考に検討を行う。

## ③ 長期的な避難生活で注意すべき事項

- 長期化する避難生活におけるストレス対策としてのイベントや、憩いの場等の展開を検討し、ボランティア等の応援を要請する
- 避難者の健康管理や心のケアの対応を充実するよう努める
- 避難者の減少に応じたスペースの配置の検討は可能な限り地域や学校などのコミュニティ単位となるよう努める
- 退所後にもつながるコミュニティ形成を促すよう努める
- ボランティアの減少に対して、避難者間の共助活動による運営を強化するよう努める
- 仮設住宅を含む復興計画の説明会開催の準備を行う
- 避難所の退所手続きに関する法律等を含む相談窓口を設置し、役所の担当者だけでなく専門家の手配を行うよう努める

## 4. 撤収期の対応

撤収期は、電気・ガス・水道などのライフライン機能が復旧することにより、地域の本来の生活を再開することができる期間です。

住居をなくした人は、より生活環境の整った応急仮設住宅などの長期受入れ施設に移動してもらい、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、避難所とした施設本来の機能を早期に回復させるための準備を行います。

### ■ 体制

避難所運営委員会は、避難所利用者の生活再建を重視し、避難所の統合・閉鎖にともなう避難所利用者の合意形成を図りながら、避難所となった施設の原状回復を行います。

### ① 避難所の統合及び閉鎖に向けた準備

#### 1) 市町村災害対策本部との協議

- ライフラインの回復状況などから、避難所の縮小・統廃合の時期、閉鎖後の対応などについて、市町村災害対策本部と協議する
- 避難所を統合する場合、移動の日時や方法、荷物などを搬送するための車両や人員の確保などについて、市町村災害対策本部と協議する

#### 2) 統合及び閉鎖に向けた説明会の開催協力

- 避難所の統合及び閉鎖にあたり、市町村が開催する説明会の開催に協力するなどして、避難所利用者全員に伝え、了解を得る
- 説明会を開催する場合は、事前に情報掲示板や各組長などを通じて、避難所利用者全員に伝える  
また、説明会に参加できない人などにも、確実に情報が伝わるようにする

#### 3) 避難所閉鎖の準備

##### ○ 避難所閉鎖に向けた取組

避難所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理を行う他、市町村においては、公営住宅の活用、迅速な応急仮設住宅の設置又は、民間賃貸住宅の借り上げを行う  
避難者の退所の目途を把握する

##### ○ 引き継ぎ

避難所の統合及び閉鎖にあたり、避難所利用者の情報などを円滑に引き継ぎすることができるよう避難所運営委員会、各運営班などの協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類などを集約する  
集約した情報や書類などは、市町村災害対策本部に提出する

##### ○ 片づけ

避難所運営委員会、各運営班、避難所利用者、行政担当者、施設管理者などは協力して、施設全体の清掃や使用した設備の返却、整理整頓を行う  
片付けのための人手が足りない場合は、市町村災害対策本部に対し職員やボランティアによる支援を要請する

## ② 避難所の統合及び閉鎖

- 避難所を統合する場合は、コミュニティの維持に配慮する
- 仮設住宅への転居にあたっては、なるべくコミュニティ単位で入居するなど配慮する
- 避難所を閉鎖した時点で、避難所運営委員会は解散する
- なお、避難所を閉鎖した後においても、地域で協力し、コミュニティの維持・再生を目指す

## V. 新型コロナウイルス感染症等への対応

避難所内で新型コロナウイルス感染症等のまん延を防止するためには、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期することが重要です。

### 1. 事前準備

#### ① 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、発生する災害や避難者数等を想定し、できる限り多くの避難所を確保する。

##### 1) 指定避難所以外の避難所（以下、「臨時避難所」という。）の選定・確保

- 発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する  
※体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する
- 臨時避難所の開設が必要な場合は、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、地域の実情に応じて県有施設をはじめ、国、独立行政法人、民間団体等が所有する施設やホテル・旅館等の活用等も検討する  
※ホテル・旅館等の活用にあたっては事前に協定の締結等を行い、発災時の対応や、利用・予約状況等の共有についてあらかじめ調整するよう努める
- 近隣市町村の指定避難所の利用についても検討し、あらかじめ協定等を結ぶなど、当該市町村の協力を得る
- 臨時避難所を選定・確保するにあたっては、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮する
- 臨時避難所となる建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び自主防災組織の役員等避難者の代表者と必要事項を協議する（利用する施設の範囲や用途の決定、利用できる設備や資機材の確認等を実施）
- 臨時避難所を開設する場合を想定して、職員等の具体的な役割分担、手順を確認する

##### 2) 臨時避難所への支援体制の構築

- 適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する

#### ② 避難所のレイアウト等の検討

- 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるようレイアウトを検討する  
※パーティション等を設置して避難スペースを確保することで、感染症対策を実施しつつ避難所の収容人数をより増やすことが可能となるため、パーティション等の活用を検討する  
※一家族が一区画（目安は3 m×3 m）を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。家族間の距離を1 m以上あけ、個人間の距離はできれば2 m（最低1 m）あける

- 受付には、避難者同士が身体的距離を確保できるよう、避難者の動線を明示するための養生テープやカラーコーン等で目印を付すことなどを検討する
- 発熱、咳等の症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する
- 出来る限り通路は一方通行とし、通行者がすれ違わないようにする

### ③ 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

- 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する
- 新型コロナウイルス感染症等に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する

- ◆ 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等
  - 基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
  - 避難者等の健康管理用：非接触型体温計、血圧計 など
  - 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋・ガウン・ゴーグル など
  - その他資材：パーティション、ビニルシート、段ボール、テント、仮設トイレ、段ボールベッド など

### ④ 避難者の健康管理

避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。

- 医療関係者に対し、発熱、咳等の症状が出た者（以下「発熱者等」という。）の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する
- 避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する
- 検温等の受付時の対応を円滑に行うため、以下の事項について事前に検討する

- ◆ 検温等の実施のためのスペースと人員を十分に確保する
- ◆ 発熱、咳等の症状のある人専用の受付を設ける
- ◆ 受付済みであることを明示するため、ぶら下げまたは腕章タイプの受付証を準備しておく
- ◆ 受付時に記載する設問を必要な事項に絞る、氏名をカタカナ記載にする等、簡素化する

- 避難所等（車中泊、テント泊含む。）に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や新型コロナウイルス感染症等の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する。また、当該避難者に係る隔離方法や世話を行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を管轄の保健所と協議する
- 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する

## ⑤ 発熱者のための専用スペースの確保

- 発熱者等のために、専用のスペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する  
※体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用等を検討する  
※専用のトイレの確保が困難な場合、携帯トイレ（段ボールトイレ等）や仮設トイレ等の確保を検討する
- 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める
- 個室を確保できない場合、スペースを区切るための資材として、パーティション、ビニルシート及びテント等を準備する
- 各避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難所（個室が確保しやすい施設）の設置を検討する
- 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する
- 専用スペースや動線の手がかりとなる案内板を用意する

## ⑥ 住民への周知

広報紙及びホームページ等を活用し、以下の点について広く住民に周知する。平時からの周知・広報に加え、台風接近時などの災害の切迫度が特に高まった段階においても、改めて住民に周知・広報する。

### 1) 自宅の安全確保

- 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること

### 2) 指定避難所及び臨時避難所の所在地、収容人数

- 自宅からの適切な避難所を確認すること

### 3) 臨時避難所への支援体制の構築

- 安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること
- 学校のグラウンド等におけるテント泊や車中泊を検討すること  
※換気等を十分行うよう注意する  
※災害によってはテント泊が適さない場合があることに注意する  
※車中泊はエコノミークラス症候群や熱中症対策に注意する
- 安全が確保できるホテル・旅館等への避難を検討すること

### 4) 必要な物資等の持参

- 市町村の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計、室内用の履物及び清潔品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること

### 5) 避難時に発熱、咳等の症状がある者

- 避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること

## ⑦ 避難所運営を行う職員等の安全の確保

- 避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会や訓練等を実施する

※参考 「避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備」

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。					
	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の対応	○	△ ※2	○		
清掃、消毒	○	○		○	
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者の専用ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	
軽症者等ゾーンでの対応 ※6	○	○	○		
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○		○	○
ゴミ処理	○	○		○	○
リネン、衣服の洗濯 ※7	○	○		○	
シャワー・風呂の清掃	○	○		○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。(目を覆うことができる物で代替可(シュノーケリングマスク等))  
 ※2 スタッフの個々が担当する内容に応じて使用する。  
 (例:受付で連続して同じ人が複数の避難者に対応する際は着用する。単発的に、短時間(一人15分以内)で接する際は着用不要。)  
 ※3 手袋を外した際には、手洗いを行う。使い捨てビニール手袋も可。  
 ※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。(複数人での共用は不可)  
 ※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。  
 ※6 保健・医療活動は、保健師、看護師、医師が行う。  
 ※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。  
 ※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

- 職員等の感染防止対策を確認しておく。
- 避難所で実際に着脱する場所には、着脱手順の図等を貼り出す。

## 2. 災害時の対応

### ① 住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線等で次の事項を周知する。

- 前記1⑧記載の住民への周知内容
- 臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名、所在地及び収容人数等

### ② 避難所における感染症対策

- 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と水で手洗いする（物資の配給前後、食事前、トイレ使用后、病人の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する
- 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する
- アルコール消毒液は避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる
- 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等、特にドアノブやスイッチ、手すりなど不特定多数の者が接触する頻度が高い部分については、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤や消毒液を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える
- 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。養生テープやパーティションなどで占有スペースの範囲を明示しておく  
※換気は定期的（1時間に2回程度）に行う  
※一家族が一区画（目安は3m×3m）を使用し、人数に応じて区画の広さを調整する。家族間の距離を1m以上あけ、個人間の距離はできれば2m（最低1m）あける
- 食事スペースは設置せず、出来る限り各避難者の占有スペース内で食事をとる。やむを得ず食事スペースを設ける場合は、食事時間をずらして密集・密接を避け、椅子の配置を工夫するなどの対策をとる
- 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける
- 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らないようにし、靴はビニール袋に入れて各自で保管する。車いす等の車輪は適宜消毒する。
- ごみは個人（各家庭）で管理し、密閉して廃棄する
- 「ごみに直接触れない」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを徹底する。ごみを処理する際には、掃除用手袋とマスク、目の保護具、長袖ガウンを着用することを検討する
- 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等呼びかけるポスター等を掲示する
- トイレの清掃は1日に複数回行い、マスク、目の防護具、使い捨て手袋、エプロンなどを着用し、次亜塩素酸ナトリウムを用いる。さらに、トイレにはふたを閉めて汚物を流すよう掲示する

- 避難所の共同空間（掲示板やテレビの周辺、充電場所、物資配給場所、更衣室、洗濯場等）の利用に当たってはそれぞれ密にならないよう、使用時間を決める、並ぶ場所には2m間隔で養生テープで印をつけるなど、利用ルールを策定する
- むやみに外来者が出入りすることのないよう、入り口の管理を厳正にする

### ③ 避難者の健康管理

- 避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。併せて、避難所運営スタッフにも同様の確認を行う  
※前記1④の「検温等の受付時の対応」に留意して対応する  
※体温計は非接触型が望ましい。接触型の体温計を使用する場合は、感染防止のため毎回消毒を実施する
- 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は専用のスペースに隔離し、医師の診察を受けさせる
- 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に（1日1回以上）行う
- 車中泊、テント泊等の避難所以外で避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う  
※車中泊はエコノミークラス症候群や熱中症対策に注意する
- 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する）
- 体調が悪くなった避難者等はすぐにスタッフへ申告するよう周知徹底する

### ④ 発熱者等の対応

- 発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニルシート及び段ボール等で区切るなど工夫する
- 発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせる
- 発熱者等の処遇は、医師の判断に従う
- 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための専用スタッフを配置する。当該スタッフには、持病のある方や免疫の低下した方、妊婦等は避け、手袋・目の防護具・ガウン等の防護具を着用させる
- 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける
- 発熱者等の対応時に使用したマスクは他の部屋に持ち出さず、マスクの表面を触れないようにゴムやひもをつかんで外し、外した後は石けんで手を洗う
- 食事等の受け渡しは、直接行わず、各居室前などにおいて渡す方法とする
- 専用スペース等から出る廃棄物については一般のごみと分ける。使用済みのマスク、ティッシュ、手袋など感染につながる可能性の高い物については、特に慎重に扱う。ごみ袋を二重にし、ごみ袋の外側をアルコールか次亜塩素酸ナトリウムでふき取る。注意事項の明示など、廃棄物の取扱いに配慮する。基本的に一般廃棄物として処理できるが、処理方法については廃棄物担当部局と相談しておく

## VI. その他、避難所運営関連のマニュアル等

最後に避難所運営においては、本指針とは別に、国や県等では避難所運営に係る各種ガイドラインやマニュアル等を公表しております。

これらのマニュアル等も参考に地域の実情に合った避難所運営を実施してください。

### ◆ 国のガイドライン

- ◎避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(内閣府)
- ◎避難所運営ガイドライン(内閣府)
- ◎避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(内閣府)
- ◎福祉避難所の確保・運営ガイドライン(内閣府)
- ◎災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～(内閣府)

### ◆ 県のマニュアル

- ◎福祉避難所設置・運営に関するマニュアル(福岡県福祉労働部福祉総務課)
- ◎災害時健康管理支援マニュアル(福岡県保健医療介護部健康増進課)
- ◎災害時ペット救護マニュアル(福岡県保健医療介護部生活衛生課)

### ◆ 新型コロナウイルス感染症関連

- ◎新型コロナウイルス感染症時代の避難所マニュアル 第1版(公益社団法人 日本医師会)
- ◎新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(内閣府)
- ◎避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(内閣府)